

JASSO（（独）日本学生支援機構）海外留学支援制度 奨学金申請について

参加される派遣プログラムは、所定の要件を満たす場合に JASSO 海外留学支援制度（返済の不要な給付型の奨学金）の支給対象となります。

次の支給要件を満たし、かつ受給を希望する方は、必要書類を決められた期限までに提出してください。

尚、希望者全員に奨学金が支給されるものではありません。希望者が多数の場合は、所得や成績などを考慮して支給者を決定しますので、予めご了承ください。結果については、決定次第、個別にメールにてご連絡いたします。

また、他の奨学金や助成金を受給する場合は併給が認められないことがあるので、注意する必要があります（大学からの補助、渡航費補助、学資ローン、貸与型の奨学金等は併給に含まれません）。

JASSO 奨学金支給要件（抜粋）

- 1) 日本国籍を有する者、または日本への永住が許可されている者
- 2) 前年度の成績評価係数が 2.30 以上であること（下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第 3 位を四捨五入））
但し、2.0 以上 2.3 以下の者は、自己推薦書を提出し内容が認められた場合は支給対象となる
また、前年度の成績が提出できない学部 1 回生で受給を希望する場合は、担当者にお問い合わせ下さい

	成績評価				
	優	良	可	不可	
4 段階評価(パターン 1)	—	優	良	可	不可
4 段階評価(パターン 2)	—	A	B	C	F
4 段階評価(パターン 3)	—	100~80 点	79~70 点	69~60 点	59 点以下
5 段階評価(パターン 4)	100~90 点	89~80 点	79~70 点	69~60 点	59 点以下
5 段階評価(パターン 5)	S	A	B	C	F
5 段階評価(パターン 6)	+A、A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

(評価ポイント 3 の単位数 × 3) + (評価ポイント 2 の単位数 × 2) + (評価ポイント 1 の単位数 × 1) + (評価ポイント 0 の単位数 × 0)
総登録単位数

- 3) 次の家計基準に合致する者（を優先）
 - 学部生：家計支持者（父母など）の収入で判定する
家計基準（リンク参照） <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/daigaku/2shu.html>
 - 大学院生：本人および配偶者の収入で判定する
家計基準（リンク参照） <http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/in/2shu.html>

但し上記家計基準を超えていても「経済的理由により自費のみでプログラム参加が困難な理由書」を提出し理由内容が妥当と認められた場合は支給対象となる
- 4) 他団体から派遣プログラム参加のための奨学金（渡航費及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、他団体からの奨学金の支給月額がこの奨学金の支給月額を超えない者

<申請のための提出書類> 次の 3 点を国際教育交流課へ提出

1. 収入に関する書類（学部生は家計支持者の該当書類、大学院生は自身と配偶者の該当書類）

以下のいずれかを提出してください：

○給与所得者・・・源泉徴収票のコピー

○給与所得以外

【確定申告を確定申告書の持参・郵送により行った場合】

確定申告書（第一表と第二表）（控）の写し（税務署の受付印があるもの）

※税務署の受付印がないものは、加えて市区町村役場発行の「所得証明書」又は「納税証明書」（有料）が必要です。

【確定申告を電子申告により行った場合】

申告内容確認票の写し（受信通知又は即時通知）

2. 住民票（写）

○学部生は世帯全員の住民票（写）を提出してください

○大学院生は自身の住民票（写）を提出してください

3. 家計基準に係る家族状況確認票（オリジナル様式）

<支給決定後の提出物>

1. 通帳コピー（振込口座登録用）

2. 在籍確認書（プログラム参加後/JASSO 様式）

<プログラム終了後の提出物>

1. 派遣前・派遣後報告書（JASSO 様式）

帰国後 2 週間以内にエクセルデータをメール添付で国際教育交流課へ提出。

※報告書の提出がない場合は奨学金の返金を求めることがあります